

## 中央区子ども・子育て支援事業計画の代用計画の策定について

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）」が改正された。

## 【改正内容】

- ①基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけること。
- ②基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等（教育・保育又は乳児等通園支援をいう。）を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること。

上記改正内容のうち、①については現行の第三期中央区子ども・子育て支援事業計画に記載済みであるが、②についての記載がないため、代用計画により定める。

## &lt;代用計画案&gt;

「本区では、こども誰でも通園制度の対象年齢を生後6か月から2歳児クラス相当（3歳の誕生日を迎えた年度末）までとすることにより、教育・保育施設へ円滑に移行できるようにします。また、こども誰でも通園制度の利用終了後に教育・保育施設の利用を希望する者に対して、乳児等通園支援事業者及び教育・保育施設と連携しながら、教育・保育施設の利用に関する手続き等の情報提供を行っていきます。」

## ○対象年齢イメージ

